報告第 2 号

平成３０年度事業計画について

Ⅰ　基本方針

我が国の経済状況は、内閣府の月例経済報告によると「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とされています。

こうした中、国は、急速に進む少子高齢化と人口減少に立ち向かうため、閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、「生涯現役社会を実現するため、働きたいと願う高齢者の希望を叶えるための就職支援を充実する必要がある。人口が減少する中で我が国の成長力を確保していくためにも、高齢者の就業率を高めていくことが重要である。」との記載とともに、シルバー人材センターを通じた高齢人材の活用も掲げています。そして、平成 30 年 2 月 16 日に閣議決定された「高齢社会対策大綱」においても、「地域の日常生活に密着した仕事を提供するシルバー人材センター事業を推進する。」と記載されており、シルバー人材センターに対する社会の期待は一層大きなものとなっています。

一方で、高齢者の就業ニーズの多様化、65 歳までの雇用継続の義務化、雇用環境の改善等、高齢者を取り巻く環境の変化もあり、全国的に、シルバー人材センターの会員数が伸び悩むという状況もあります。

習志野市シルバー人材センター(以下「センター」という。)では、このような状況を見据えながら、引き続き中期基本計画(平成 26 年度から平成 30 年度)に掲げた、次の 4 項目を重点施策として、「自主・自立」「共働・共助」の理念のもと、高齢者に就業の機会を提供し、生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、地域社会づくりに寄与することを目指して、国の高齢者施策、習志野市が目指すまちづくり構想「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」、地域の皆様と緊密に連携しながら、会員、役職員が一丸となってセンター事業を推進してまいります。

【重点施策】

1 会員の増強
2 就業機会の拡大
3 安全・適正就業の推進
4 運営体制の充実

Ⅱ　事業計画

１　会員の増強

高齢者の社会参加の受け皿としての機能を果たすとともに、地域社会づくりに寄与するため、次の事業を実施し会員の増強に努めます。

（１）入会促進

・各種広報媒体等による普及啓発、会員の口コミ・リーフレット配布による普及啓発等を積極的に推進します。

・定例及び出張の入会説明会の拡充に努めるとともに、説明会専用リーフレットの作成・配布による普及啓発も推進します。

・女性の入会促進のため、女性限定の入会説明会の開催、女性専用リーフレットの作成・配布、女性交流会の開催、女性開拓員による普及啓発活動等も推進します。

・公共施設等へのリーフレット配架、ポスター掲出、窓口封筒等への広告掲出、ホームページの有効活用、液晶ディスプレイによる広告放映、市民対象の講演会等の開催、イベント等の活動による啓発も推進します。

・あらゆる機会を通じ、入会促進と就業機会拡大の活動を合わせて実施します。

（２）会員の資質向上

・顧客の満足度、信頼度を確保するための基盤として、会員の新規就業研修、接遇研修、接遇マニュアルの徹底等を推進します。

・会員の意識・技能及び就業の質の向上を図るため、各種講習会等の実施を推進します。

（３）高齢会員の対策

・生涯現役社会を推進するため、引き続き高齢化する会員の就業のあり方等を調査・研究します。

２　就業機会の拡大

地域社会の発展・期待に応えるとともに、会員の多様な就業ニーズに応えるため、次の事業を実施し就業機会の創出・拡大に努めます。

（１）就業機会の創出

①就業開拓の推進

・役職員、就業開拓員及び会員が一体となって、事業所訪問等の活動を行い、労働者派遣事業による新たな就業形態も含め、就業機会の拡大を推進します。

②ワークシェアリング

・多くの会員が就業できるようにワークシェアリングによる就業を推進します。

③就業相談

・毎月定例の就業相談会を開催します。

（２）受注体制の強化

①地域ニーズ等の把握

・顧客のアンケート調査・研究等を行い、就業機会の拡大や会員のスキルアップ等に努めます。

②受注の多様化への対応

・会員のアンケート調査・実態調査を行い、会員の知識・技能等を踏まえ、就業職種・職域の拡大等に努めます。

・介護保険制度の改正に伴う「介護予防・日常生活支援新総合事業」について研究等に努めます。

（３）独自事業の充実

・会員の持つ豊富な知識や経験を活用し、既存の独自事業の充実を推進します。

（４）普及啓発活動の推進

①広報媒体の有効活用

・各種広報媒体等による普及啓発、会員の口コミ・リーフレット配布による普及啓発等を積極的に推進します。（再掲）

・公共施設等へのリーフレット配架、ポスター掲出、窓口封筒等への広告掲出等の普及啓発活動を推進します。（再掲）

②ホームページの有効活用(再掲)

・ホームページを活用し、新しい情報の提供及び情報公開等を推進します。

③イベント等の活動(再掲)

・「市民まつり」「シルバーフェア」「センターの日」「講習会等の開催」等における普及啓発活動を推進します。

（５）研修・講習等の推進

①危機管理の推進

・市民生活の安全・安心に寄与するため、普通救命講習会を推進します。

・危機発生時の対応・手段等の再確認等を推進します。

②技能講習等の推進

・会員の意識・技能及び就業の質の向上を図るため、各種講習会等の実施を推進します。（再掲）

③各種講習会等への参加

・千葉県シルバー人材センター連合会と連携し、各種講習会等への会員の受講を促進します。

（６）社会貢献活動の推進

①独自の社会貢献活動

・公益目的事業の一環として、地域に根ざした清掃ボランティア活動等を10 地域で推進します。

②地域社会活動

・地域、市役所、小学校等が行う地域社会活動への参加を推進します。

・市民・会員対象のセミナー等を開催し、地域社会との連携・協力関係の強化を推進します。

３　安全・適正就業の推進

安全・適正就業、健康維持及び交通事故防止の意識向上と徹底のため、次の事業等を推進します。

（１）安全就業の徹底

①安全就業基準等の遵守

・安全管理委員会を中心に、「安全就業基準」「安全就業ハンドブック」「交通ルール」等の遵守徹底を推進します。

・全会員に「交通安全啓発冊子」や「安全心得 10 ヶ条を掲載したクリアファイル」を配布し、安全意識の徹底とその高揚を図ります。

②巡回指導の強化

・安全管理委員会による、就業現場の巡回指導を強化し、安全意識の徹底と事故防止を図ります。

③安全教育及び意識啓発

・「安全・適正就業強化月間」「各種会議・講習会」等において、安全就業、健康管理及び事故防止の啓発を推進します。

・交通事故を防止するため、安全講習等を強化推進します。

④健康管理の推進

・会員の定期的な健康診断の受診と、健康状態の適切な自己管理を奨励します。

・予防活動としての体力づくり、健康増進のため、体操・運動等の励行も推進します。

（２）適正就業の徹底

・厚生労働省の「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」を活用し、適正就業の徹底を推進します。

（３）労働者派遣事業の推進(シルバー派遣)

・シルバー派遣事業は、これまでの請負・委任契約ではできなかった、社員との混在就業、指揮命令を受けての就業等、多様な働き方が可能となるため、積極的な活用を推進します。

（４）職業紹介事業

・公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会の実施事業所として、職業紹介による就業機会の提供も推進します。

４　運営体制の充実

センター事業の目的達成のため、次のとおり円滑かつ適正な運営を推進します。

（１）次期中期基本計画の策定

現在の中期基本計画は、平成 30 年度が最終年であることから、「中期基本計画検討委員会」を設置し、今後の事業運営の指針となる中期基本計画(平成 31 年度～平成 35 年度)の策定を推進します。

（２）理事会、部会、委員会の充実

・センターの健全な発展のため、各会の活動内容の強化を図ります。

・各委員の資質向上に資するため、研修会等を実施します。

①理事会(毎月開催)

②専門部会(随時開催)

・総務部会、事業部会、広報部会

③安全管理委員会(随時開催)

（３）地区委員、職群班の充実

・センターの大切な基礎組織として、会員相互の協力関係の強化に努めるとともに、地区活動、職群班活動への積極的な参加を推進します。

・会員同士の連帯感の醸成と相互の親睦を深めるため、イベント等の開催を推進します。

①地区委員・地区会議

・地区委員全体会議(年 2 回開催)、地区会議(年 2 回開催)

②職群班

・班長・副班長全体会議(年 2 回開催)

（４）事務局の充実

・職員の事務能力の向上に資するため、各種研修会等への参加を支援します。

・市役所、社会福祉協議会、ハローワーク等との地域連携を推進します。

（５）財政基盤の充実

・財政基盤の安定・充実のため、事務事業の効果的・効率的な運営を推進します。